

亀山

かめやま 市議会だより

令和元年
12月定例会号

vol.75

令和2年2月16日発行

発行 三重県亀山市議会

編集 広聴広報委員会

12月定例会のあらまし P2 ~3

国民健康保険税の課税限度額を引き上げる

・議案第90号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

可決

各地区コミュニティセンター等の
指定管理者を指定する

・議案第96号から第116号まで 指定管理者の指定について

可決

議案と議決結果..... P4 ~7

議案質疑..... P8 ~12

一般質問..... P12 ~18

常任委員会の所管事務調査..... P19

議会の主な動き..... P19

表紙写真: 高齢者施設での徳風高校アニマルセラピー実習(華旺寿)

12月定例会は、11月29日から12月20日までの22日間の 会期で開催しました。

この定例会では、条例の一部改正について6件、令和元年度の各会計補正予算について4件、その他、指定管理者の指定や、工事請負契約の変更、市道路線の認定など23件、合わせて議案33件が、また、閉会日には、追加議案として亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任について3件及び亀山市農業委員会委員の任命について10件が提出されました。

なお、開会日に提出された議案のうち、亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正については、条例の施行日を12月14日とすることから、開会日に先議を行いました。

国民健康保険税の課税限度額を引き上げる

議案第90号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

賛成者多数
可決

今回の改正は、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の基礎課税額(医療分)の課税限度額を58万円から61万円に改めるものです。

【本会議での主な質疑】

- 改正の内容について
- 対象となる世帯数と影響額について
- 対象となる世帯の所得について
- 滞納状況について



国民健康保険担当窓口

【本会議での反対討論】

- 国民健康保険税は高く払えないという実態があり、所得の高い世帯の負担を増やすやり方は、国保財政の根本的な解決にならない。
- 所得の高い世帯と言えども、所得に対する保険税負担の割合は大きく、負担が重いことに変わりはない。

各地区コミュニティセンター及び亀山南小学校区放課後児童クラブの指定管理者を各地域まちづくり協議会及びスマイル運営委員会に指定する

議案第96号から第116号まで 指定管理者の指定について

賛成者多数

可決

議案第96号から議案第115号までの地区コミュニティセンター(19施設)、鈴鹿馬子倶会館及び亀山市関町北部ふれあい交流センターについては、各地区の地域まちづくり協議会を、議案第116号の亀山南小学校区放課後児童クラブについては、亀山南小学校区学童保育所スマイル運営委員会を、それぞれ指定管理者に指定するものです。

なお、地区コミュニティセンター、鈴鹿馬子倶会館及び亀山市関町北部ふれあい交流センターの指定管理者を指定する期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間、亀山南小学校区放課後児童クラブの指定管理者を指定する期間は、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間です。

【本会議での主な質疑】

- 指定管理者の選定理由について
- 指定管理者の評価について
- 昨年9月議会の答弁について
- 2017年の議会総務委員会の提言について



関南部地区コミュニティセンター

【本会議での反対討論】

- 指定管理者制度のメリットの一つは、競争によるサービスの向上にあり、最初から競争を想定していないのであれば指定管理にする必要はない。今回提案された施設は指定管理者制度にはなじまず、また平成29年に総務委員会が提言した指定管理者制度の見直しもされていない中で提案されており、問題の多い議案である。



亀山南小学校区放課後児童クラブ

12月定例会に提案された議案と議決結果

議案の詳細は、ホームページに掲載していますのでご覧ください。賛否が分かれた議案の表決 は、7ページをご覧ください。

議案番号	件名と主な内容	議決結果	
87	亀山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
88	亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について 令和元年8月7日の人事院勧告に鑑みた国の一般職の任期付職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職の任期付職員の給与を改定するため、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
89	亀山市職員給与条例の一部改正について 令和元年8月7日の人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職に属する職員の給与を改定するため、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
90	亀山市国民健康保険税条例の一部改正について 地方税法施行令が改正され、平成31年4月1日から国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額が引き上げられたため、所要の改正を行う。	可決	賛15:反2
91	亀山市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について 地域包括ケア病床は稼働率が高く、今後もますます需要は増加していくことが見込まれることから、地域包括ケア病床を8床増床するなど、合計病床数に変更が生じるため、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
92	令和元年度亀山市一般会計補正予算(第4号)について	可決	全員賛成
93	令和元年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について	可決	全員賛成
94	令和元年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について	可決	全員賛成
95	令和元年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について	可決	全員賛成
96	指定管理者の指定について 井田川地区南コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議会の議決を求める。	可決	賛15:反2
97	指定管理者の指定について 井田川地区北コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議会の議決を求める。	可決	賛15:反2
98	指定管理者の指定について 川崎地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議会の議決を求める。	可決	賛15:反2
99	指定管理者の指定について 神辺地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議会の議決を求める。	可決	賛15:反2
100	指定管理者の指定について 昼生地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議会の議決を求める。	可決	賛15:反2
101	指定管理者の指定について 白川地区南コミュニティセンター及び白川地区北コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議会の議決を求める。	可決	賛15:反2
102	指定管理者の指定について 天神・和賀地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議会の議決を求める。	可決	賛15:反2
103	指定管理者の指定について 本町地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議会の議決を求める。	可決	賛15:反2

議案番号	件名と主な内容	議決結果	
104	指定管理者の指定について 城西地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議会の議決を求める。	可決	賛15:反2
105	指定管理者の指定について 城北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議会の議決を求める。	可決	賛15:反2
106	指定管理者の指定について 野村地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議会の議決を求める。	可決	賛15:反2
107	指定管理者の指定について 城東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議会の議決を求める。	可決	賛15:反2
108	指定管理者の指定について 御幸地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議会の議決を求める。	可決	賛15:反2
109	指定管理者の指定について 北東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議会の議決を求める。	可決	賛15:反2
110	指定管理者の指定について 東部地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議会の議決を求める。	可決	賛15:反2
111	指定管理者の指定について 南部地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議会の議決を求める。	可決	賛15:反2
112	指定管理者の指定について 野登地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議会の議決を求める。	可決	賛15:反2
113	指定管理者の指定について 関南部地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議会の議決を求める。	可決	賛15:反2
114	指定管理者の指定について 鈴鹿馬子倶会館の指定管理者の指定について、議会の議決を求める。	可決	賛15:反2
115	指定管理者の指定について 亀山市関町北部ふれあい交流センターの指定管理者の指定について、議会の議決を求める。	可決	賛15:反2
116	指定管理者の指定について 亀山南小学校区放課後児童クラブの指定管理者の指定について、議会の議決を求める。	可決	賛14:反3
117	工事請負契約の変更について 西野公園野球場整備改修工事について、令和元年11月13日付けで契約の変更について仮契約したため、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
118	市道路線の認定について 開発行為により設置された新規路線である川合43号線の市道路線の認定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
119	亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年12月14日から施行されることに伴い、印鑑登録証明事務処理要領が改正されたことから、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
120	亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について 亀山市固定資産評価審査委員会委員の中野久生氏は、令和2年2月21日をもって任期満了となることから、引き続き同委員として選任することについて、議会の同意を求める。	同意	全員賛成

議案番号	件名と主な内容	議決結果	
121	亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について 亀山市固定資産評価審査委員会委員の水野成樹氏は、令和2年2月21日をもって任期満了となることから、引き続き同委員として選任することについて、議会の同意を求める。	同意	全員賛成
122	亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について 亀山市固定資産評価審査委員会委員の櫻井紀久氏は、令和2年2月21日をもって任期満了となることから、引き続き同委員として選任することについて、議会の同意を求める。	同意	全員賛成
123	亀山市農業委員会委員の任命について 亀山市農業委員会委員の天野輝美子氏は、令和2年3月10日をもって任期満了となることから、引き続き同委員として任命することについて、議会の同意を求める。	同意	全員賛成
124	亀山市農業委員会委員の任命について 亀山市農業委員会委員として、新たに内田美由紀氏を任命することについて、議会の同意を求める。	同意	全員賛成
125	亀山市農業委員会委員の任命について 亀山市農業委員会委員の小林和夫氏は、令和2年3月10日をもって任期満了となることから、引き続き同委員として任命することについて、議会の同意を求める。	同意	全員賛成
126	亀山市農業委員会委員の任命について 亀山市農業委員会委員の駒田六平氏は、令和2年3月10日をもって任期満了となることから、引き続き同委員として任命することについて、議会の同意を求める。	同意	全員賛成
127	亀山市農業委員会委員の任命について 亀山市農業委員会委員の坂森 正博氏は、令和2年3月10日をもって任期満了となることから、引き続き同委員として任命することについて、議会の同意を求める。	同意	全員賛成
128	亀山市農業委員会委員の任命について 亀山市農業委員会委員の伊達亀嘉氏は、令和2年3月10日をもって任期満了となることから、引き続き同委員として任命することについて、議会の同意を求める。	同意	全員賛成
129	亀山市農業委員会委員の任命について 亀山市農業委員会委員の中浦豊子氏は、令和2年3月10日をもって任期満了となることから、引き続き同委員として任命することについて、議会の同意を求める。	同意	全員賛成
130	亀山市農業委員会委員の任命について 亀山市農業委員会委員の野村幸生氏は、令和2年3月10日をもって任期満了となることから、引き続き同委員として任命することについて、議会の同意を求める。	同意	賛16:反1
131	亀山市農業委員会委員の任命について 亀山市農業委員会委員の早川三雄氏は、令和2年3月10日をもって任期満了となることから、引き続き同委員として任命することについて、議会の同意を求める。	同意	全員賛成
132	亀山市農業委員会委員の任命について 亀山市農業委員会委員として、新たに松尾浩二氏を任命することについて、議会の同意を求める。	同意	全員賛成

賛否の分かれた議案の表決結果

※賛は賛成 反は反対 なお、小坂直親議長は採決に加わっていません。

議席番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
議案名	議員名	草川 卓也	中島 雅代	森 英之	今岡 翔平	新 秀隆	尾崎 邦洋	中崎 孝彦	豊田 恵理	福沢美由紀	森 美和子	鈴木 達夫	岡本 公秀	伊藤彦太郎	前田 耕一	前田 稔	服部 孝規	小坂 直親	櫻井 清蔵	
	議案第90号	亀山市国民健康保険税条例の一部改正について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	-	賛
議案第96号	指定管理者の指定について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	-	賛
議案第97号	指定管理者の指定について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	-	賛
議案第98号	指定管理者の指定について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	-	賛
議案第99号	指定管理者の指定について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	-	賛
議案第100号	指定管理者の指定について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	-	賛
議案第101号	指定管理者の指定について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	-	賛
議案第102号	指定管理者の指定について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	-	賛
議案第103号	指定管理者の指定について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	-	賛
議案第104号	指定管理者の指定について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	-	賛
議案第105号	指定管理者の指定について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	-	賛
議案第106号	指定管理者の指定について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	-	賛
議案第107号	指定管理者の指定について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	-	賛
議案第108号	指定管理者の指定について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	-	賛
議案第109号	指定管理者の指定について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	-	賛
議案第110号	指定管理者の指定について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	-	賛
議案第111号	指定管理者の指定について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	-	賛
議案第112号	指定管理者の指定について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	-	賛
議案第113号	指定管理者の指定について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	-	賛
議案第114号	指定管理者の指定について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	-	賛
議案第115号	指定管理者の指定について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	-	賛
議案第116号	指定管理者の指定について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	反	-	賛
議案第130号	亀山市農業委員会委員の任命について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	反

議案一般質問

さて、ここからは、各議員の質疑や質問内容について掲載をします。取り上げた内容は議員の質疑、質問のごく一部の概要です。詳細については、亀山市議会ホームページでの映像配信や会議録から検索いただけます。

それでは、亀山市議会の議場の扉を開いてみましょう。



❓ 議案質疑とは

議案の内容や提案理由等について、疑問点や不明点を聞くことです。

❓ 一般質問とは

行政全般にわたり、市の考え方や疑問点を聞くことです。単に疑問をはらし、事実関係を明らかにするだけではなく、政策の見直しや提言を行います。



議案質疑

岡本 公秀<新和会>

議案第119号 亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について



- 1 「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改めるが、その違いについて
- 2 「意思能力を有しない者」との判断は、誰がどのように行うのか。また、その際に、成年後見人は同席し、意見を述べることができるのか
- 3 「意思能力を有しない者」と判断することは困難ではないのか
- 4 印鑑の登録や証明は、全ての経済活動の基礎となる手続であるが、成年被後見人の権利の制限は今後も緩和されるのか

❓ 「意思能力を有しない者」の判断は誰が行うのか。

❓ 印鑑の登録の申請者自身に意思能力があるかどうかの判断に、資格等の必要はなく、職員が状況に応じて対応し確認する。また、成年被後見人の場合、成年後見人が同席して意見を述べることも可能であると認識している。

❓ 成年被後見人の権利の制限の緩和は、これからも継続的に続いていくのか。

❓ 今回、成年被後見人の人権尊重の観点から、国において180余りの法律について整備され、成年被後見人を一律に排除する規定から、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化が図られた。今後も判断能力が十分でない方々を支える重要な手段として、成年後見制度が利用されやすい方向へ進んでいくものと認識している。

鈴木 達夫<大樹>



議案第92号 令和元年度
亀山市一般会計補正予算
(第4号)について

1 第6款 農林水産業費、第1項 農林水産業費、第5目 農地費、ため池ハザードマップ作成事業の増額補正について 及び第2表 繰越明許費補正 追加第6款 農林水産業費、第1項 農林水産業費、ため池ハザードマップ作成事業について

- (1) 事業の趣旨と背景について
- (2) 事業内容と財源について
- (3) 今後の対応と整備計画について

Q 今回新たに選定された31箇所のため池については、以前に選定された13箇所より、浸水等の被害は少ないという判断をしてもよいのか。

A 今回の31箇所の池については、先に選定した13箇所の池よりは浸水被害は少ないと考えている。

Q マップをつくるだけでは、実質的な防災・減災にはならないが、先に選定した13箇所のうち、堤体の耐震や整備が完了した事業はあるのか。

A 現在、耐震工事を実施しているのは、川合町の長妻池のみである。

Q 国の補助がない農振農用地以外の6つのため池については、どのように整備していくのか。

A まずは危険度を下げるとの対応として、ため池の管理者に平常時の貯水量を減らすよう水の管理を行っていただいたり、池全体の貯水量を減らす工事等の検討を進めていきたいと考えている。

森 英之<結>



議案第117号 工事請負契約の変更について

1 契約金額の変更理由について
2 工期への影響について

Q 西野公園野球場整備改修工事について、契約金額の変更理由を尋ねる。

A 変更内容の主なものとして、工事に伴って発生した土砂の処分場所までの運搬距離が、当初設計より長くなり、運搬費用が増加したことや、予定していた薬剤散布を削除したことによる工事費の減額、また工事を施工していく中で発生する数量の変更等によるものである。

Q 6月議会における工事請負契約締結の議案の議決後に工事に着工したという認識であるが、土砂の処分場の変更に伴う補正が、9月議会に間に合わなかった理由を尋ねる。

A 6月議会での議決後、施設利用の関係で工事着手が可能となる8月下旬まで準備を進める中、残土の処分場所について、運搬距離が短くなるよう検討して場所を決定したが、その後生じた他の変更内容と併せて業者と協議し、11月13日に仮契約に至ったことから、12月議会へ提出した。

Q 今回の変更で、工期への影響はないのか。

A 現在、予定どおり外野舗装工を進めており、11月末時点での進捗率は59.2%である。今後は3月10日の完成に向けて、内野舗装工を進め、工期への影響はないと考えている。



西野公園野球場

櫻井 清蔵<勇政>



議案第92号 令和元年度
亀山市一般会計補正予算
(第4号) について

- 1 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費、放課後児童クラブ運営費の増額補正について
- 2 第8款 土木費、第5項 住宅費、第1目 住宅管理費、市営住宅管理費の減額補正について

- Q 市営城山住宅の土地は民地と思うが、解体後の土地はどうされるのか。
- A 市営住宅の土地については、住宅の解体が全て終了した段階で、所有者に返還を行うことになると考えている。
- Q 12月補正で減額せずに、年度内は住宅の解体に努力すべきと思うが、どのように考えているのか。

- A 城山住宅について、4戸は、既に解体を発注しているが、残る住宅については、1名の入居者に継続して住み替えのお願いをし、理解が得られたら再度予算を計上して解体工事となる。亀田住宅についても、住み替えが完了した後に再度予算計上を行う。
- Q 後年度、どれくらいを目途に予算計上するのか。
- A 早い段階で解体できるよう、残りの入居者に住み替えの話をさせていただく。



市営城山住宅

中島 雅代<スクラム>



議案第92号 令和元年度
亀山市一般会計補正予算
(第4号) について

- 1 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費、放課後児童クラブ運営費の増額補正について
- 2 第6款 農林水産業費、第1項 農林水産業費、第4目 畜産業費、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業の減額補正について

- Q 放課後児童クラブ運営費の増額補正の詳細について尋ねる。
- A 川崎小学校区で、来年度開設に向け準備を進めている民間事業者に対し、その支援として施設改修費500万円と備品購入費60万円を、また、井田川小学校区で、今年度から運営をしている民間事業者について、来年度から補助基準を満たし支援の対象と見込めることから、備品購入費60万円の補正予算を計上した。

- Q 子どもたちが安心・安全に通えるように、施設や周辺の安全性、環境、交通の状況などについて、運営者とともに、市で配慮することは可能か。
- A 子どもたちの安心・安全のため、施設整備については、民間事業者とともに地域の方の理解と協力を得ながら、関与できる範囲で充分支援していきたいと考えている。



服部 孝規<日本共産党>



議案第96号から議案第116号まで 指定管理者の指定について

- 1 昨年9月議会の答弁について
- 2 2017年の議会総務委員会の提言について

Q これまで、平成30、31年度で、指定管理者制度の全般的なあり方について検証していくとの答弁であったが、どのような検証をしてきたのか。また、今回の議案は、その検証が反映されているのか。

A 検証については、所管部署に対して、制度が適正であるかどうか等について、また、各施設の指定管理者に対しては、現行制度におけるメリット・デメリットや利用者の満足度を高めるための効率的な運営等についてヒアリングを実施したが、所管部署と指定管理者の間で十分に連携が図られ、特段の問題もなく機能しているとの結果であった。また、制

度の全般的なあり方については、行財政改革統括管理委員会において、議会の総務委員会の提言も踏まえた上で検証し、指定管理者による運営は、諸課題はあるが、全体として制度の目的である市民サービスの向上と経費の削減が概ね達成されているとの評価で、現行制度の継続が決定され、今回の議案を提案した。

Q 指定管理者制度の根本的な見直しを行うということは、指定管理者制度は必要ということか。

A 平成18年度から、公の施設について、市民サービスの向上や行政運営の効率化の視点から指定管理者制度を導入しており、制度上の諸課題は個々にいくつかあると思っているが、全体として制度の目的は概ね達成できており、継続は合理性があると判断した。議会からの3つの提言については、しっかり認識したうえで議論し、今後活かしていく。また、モニタリングの見直しについても、3月議会に間に合うよう全体としての考え方を整理する。

草川 卓也<結>



議案第92号 令和元年度 亀山市一般会計補正予算(第4号)について

- 1 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費、放課後児童クラブ運営費の増額補正について
- 2 第6款 農林水産業費、第1項 農林水産業費、第3目 農業振興費、有害鳥獣対策事業の増額補正について
- 3 第6款 農林水産業費、第1項 農林水産業費、第5目 農地費、ため池ハザードマップ作成事業の増額補正について

Q 有害鳥獣対策事業の増額補正の概要について尋ねる。

A 報償費については、鹿、イノシシ等の有害鳥獣の特別捕獲に対して支給するものであり、本年度は11月から3月まで継続して実施していくことになったことから、その間の捕獲頭数を見込み補正する。また、鳥獣被害防

止対策推進協議会の補助金については、国の鳥獣被害防止対策事業を活用した、鹿、イノシシの侵入を防止するための柵設置に係るもので、国の補助が55%、残り45%のうち8割を市、2割を受益者が負担することから、市負担分を補正する。

Q CSF(豚コレラ)の影響による狩猟禁止の状況により、獣害被害が増加するのではとの懸念がある中、今回の増額補正により、捕獲数の減少を一定数カバーすることができるのか。

A 最終的に、例年の捕獲数が駆除できるものと見込んでいる。

Q 来年度も、狩猟禁止の状況が継続された場合、今回の補正予算も含めて当初予算に計上していくべきと考えるが、見解を尋ねる。

A CSF対策は今後数年間続くとされている中で、来年度も狩猟が禁止となる可能性は高いと考えており、有害鳥獣の特別捕獲を1年間実施する予定で予算を見込んでいる。

福沢 美由紀<日本共産党>



議案第91号 亀山市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

- 1 改正の内容について
- 2 職員体制等への影響について
- 3 地域医療構想との整合性と今後について

Q 今回の改正は、地域医療構想の中で、各県で設定された病床削減目標を達成するための病床削減ではないということでしょうか。

A 三重県地域医療構想では、県全体としての病床削減目標数が設定されているが、鈴鹿・亀山地域については、2025年に向けた病床削減数を達成している状態である。

Q 高齢化のピークに当たる2025年までに、ベッド数を33万床削減するとして、各都道府県では地域医療構想を策定、特に救急や高度

急性期、急性期のベッド数を減らし、軽症患者を在宅化していくとされているが、これ以上、急性期に対応するベッド数を削減していくのか。

A 医療センターは、市の救急車の約半数を受け入れていることから、西病棟の46床の急性期病床は、そのまま残すべきであると考えている。

Q 地域医療構想のもう一つの目的に軽症患者の在宅化があるが、市では、ホームケアネットの制度を進め、地域医療構想の点からは、市として十分に責任を果たしていると思うが、見解を尋ねる。

A 地域医療構想に先駆けて、平成28年度に作成した医療センターアクションプランの中で、地域包括ケア病床や訪問看護ステーション設置の方向性を定めて取り組んでおり、今後もその方針を進めていく。

一般質問

議論を重ねた慎重かつ確実な事業推進を

鈴木 達夫<大樹>



亀山駅周辺整備事業について

- 1 戦略プロジェクトの1つである「JR亀山駅周辺拠点力向上プロジェクト」の進捗について
- 2 都市マスタープランの「複合都市機能集積地の形成」について
- 3 亀山市立図書館整備事業との関連について

Q 亀山駅周辺エリアは、鈴鹿川の堤防決壊時、洪水浸水想定区域に指定されているが、どのように対応していくのか。

A 亀山駅周辺まちづくりのエリアは、一部を除いて浸水想定区域になっており、その対策として、洪水ハザードマップなどを活用した情報提供や防災意識の向上、知識の普及を図

るとともに、河川堤防の補強などのハード対策について、早期に整備を進めていただくよう関係機関に働きかけを行っていく。また、遊水機能を持った施設整備など、地域の実情に合った安全対策を検討していく。

Q 図書館が、駅周辺のにぎわいや交流の創出、まちの活性化の核として位置づけられている一方で、文化や教育、生涯学習等、本来の図書館が持つ精神が失われたり、教育の独立性が行政手段に利用されているという危惧はないのか。

A 新図書館は、これまでの図書館の概念を打ち破り、多機能型図書館を目指すことで、読書活動だけにとどまらない多面的な展開を図り、一人一人の学びと交流から地域課題解決につなげていく必要があると考えている。このような展開を図ることで、図書館という場に多くの人々が主体的に寄り集い、結果として駅前のにぎわいの創出につながるものと考えている。

【その他の質問】

- ・第3次亀山市行財政改革大綱について

業務見直しと合わせた働き方改革の推進を

森 英之<結>



教職員の働き方改革について

1 教職員の勤務時間上限の設定について

2 変形労働時間制の導入について

Q 教職員給与特別措置法の改正に伴う教職員の勤務時間上限の設定について尋ねる。

A 教職員給与特別措置法の主な改正内容は、教員の勤務時間を年単位で調整する変形労働時間制の導入と、昨年1月に策定された公立学校教員の勤務時間の上限に関するガイドラインの指針への格上げである。

Q 勤務時間上限の設定について、今後、どの

ような議論を経て、学校現場にこの指針を守れるようにするのか。

A 国・県のガイドラインの内容を踏まえ、今年度中に市のガイドラインを策定し、令和2年度からの運用を目指している。今年度は、各学校に国のガイドラインを周知し、教員一人一人がガイドラインを意識した時間外労働時間縮減目標を設定し、働き方の見直しを行っているが、国のガイドラインの遵守は大変厳しく、教育委員会、学校ともに、今後も引き続き、学校が担う役割、業務の見直しを進めるとともに、組織風土の改善と教職員の意識改革に取り組み、学校における働き方改革を推進していく。

【その他の質問】

- ・令和2年度 行政経営の重点方針について
- ・亀山市の持続可能性について

災害への備えは万全に

尾崎 邦洋<勇政>



災害への備えについて

1 災害備蓄品の備蓄状況について

2 避難所の設備について

- (1) 空調について
- (2) 非常電源について

3 要支援者について

- (1) 定義について
- (2) 人数について
- (3) 名簿の作成について
- (4) 個別計画について

4 罹災証明書の発行について

5 新規採用職員の防災研修について

Q 避難行動要支援者の定義を尋ねる。

A 災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、みずから避難することが困難な者で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者である。

Q 避難行動要支援者名簿の登録者数を尋ねる。

A 登録者数は、令和元年7月1日現在994名で、そのうち、各自の個人情報を地域の自主防災組織の代表者や民生委員等の避難支援者に提供することに同意いただいた653名分の名簿を、関係機関及び地域支援者に提供している。

Q 名簿の提供について、同意が得られた要支援者と、得られなかった要支援者の違いについて尋ねる。

A 同意が得られた要支援者の名簿は、地域の支援者に提供し、平常時から防災訓練や避難訓練等に活用している。一方、同意が得られなかった要支援者については、災害対策基本法で、生命、または身体を災害から保護するため、特に必要があると認められる時は、避難支援等に必要の限度で関係者等に名簿の情報を提供できるとされていることから、大規模災害の発生時には、関係機関及び地域の支援者に名簿の情報提供を行う。

【その他の質問】

- ・行政組織について

避難所運営の明確なマニュアル化を

中島 雅代<スクラム>



災害時における避難所について

- 1 避難所の開設について
- 2 避難所の運営について
- 3 避難所開設時の教職員の職務について
- 4 災害時の市職員の職務について

Q 避難所の運営主体は誰になるのか。

A 指定避難所の開設は基本的に市職員が行うが、運営については、避難所運営マニュアルに基づき、地域の方々を中心とした避難所運営組織を立ち上げ運営することとなっている。

Q 誰でも避難所を運営できるようなマニュアルになっているのか。

A 誰が見てもわかるマニュアルになっている。

Q 他の市町からの避難者についての対応はどのようなになっているのか。また、マニュアルに記載されているのか。

A 基本的に発災時にその地域にいた方を対象としており、市外からの避難者に関する明確なルールは定めていないが、避難所への入所を断ることはなく、災害対策本部と避難所運営者、他市と連携を図りながら対応を行っていく。

【その他の質問】

・多胎児支援について

防災意識向上のための情報の周知徹底を

中崎 孝彦<新和会>



防災について

- 1 要支援者の避難について
 - (1) 市内の要支援者の人数について
 - (2) 名簿の更新について
 - (3) 個別計画の策定について
- 2 避難所の環境整備について
 - (1) 指定避難所の空調設備の整備計画について
 - (2) 災害時の非常電源について
 - (3) 防災計画や避難所運営に関する指針・マニュアル策定への女性職員の参画について
 - (4) 乳幼児や女性等に配慮した対応について
- 3 福祉施設の避難計画について
 - (1) 市内の土砂災害警戒区域や河川の浸水想定区域に高齢者施設は存在するのか。また、存在する場合、施設の避難計画は策定されているのか
- 4 避難情報について
 - (1) 避難勧告や避難指示が「避難行動」につながっていないことについて

Q 防災計画や避難所運営に関する指針、マニュアル策定への女性職員の参画について、現状と今後の対応を尋ねる。

A 地域防災計画は、亀山市防災会議にて作成しており、現在、委員25名中、女性は1名である。今後は、研修などの機会も広めつつ、女性職員の参画や意見収集等に努めていく。

Q 市内の土砂災害警戒区域や洪水時の浸水想定区域に高齢者施設はいくつあるのか。

A 土砂災害警戒区域内に9施設、洪水浸水想定区域内に5施設がある。

Q これらの施設の避難確保計画は策定されているのか。

A いずれの施設も計画は作成済みである。

Q 自治体の避難勧告や避難指示が住民の避難行動につながらず、被害が拡大した事例があるが、どのように対応していくのか。

A 現在、避難情報の発令の際には、単に避難所への避難を促すのではなく、状況に応じて適切な避難行動をとっていただくよう呼びかけを行っている。

また、昨年7月1日の警戒レベルの導入に合わせ、避難行動に関する広報掲載及び文書の回覧を行ったが、引き続き、継続的な啓発、周知徹底を行っていく。

水道施設の早急な災害対策を

服部 孝規<日本共産党>



市の水道施設の浸水対策について

- 1 10月の台風19号による各地の被害状況から浮かび上がった亀山市が講ずべき対策は何かについて
- 2 洪水ハザードマップで浸水想定区域内にある水道施設の浸水対策について
- 3 浸水により水道施設が機能しなくなった場合の対策について
- 4 亀山市新水道ビジョンで対策は十分なのかについて

Q 浸水想定区域内にほとんどの水道施設があるが、浸水対策はどうなっているのか。

A 水道施設における自然災害の対策については、財源も限られていることから、地震対策は計画的に実施しているが、浸水対策は具体的な対策を講じていない。なお、水源地にお

ける取水井戸は、想定される浸水の深さに対応したものではないが、一部で盛り土やコンクリートで囲むなどの対策は行っている。

Q 対策には大きな財源が要ることから、水道事業会計に限らず、一般会計からの繰り入れなどを行う考えはないのか。

A 出資金も含め、一般財源や水道事業会計に有利なものについては、財政状況や繰出基準などと併せて、活用を検討・調査していく。

Q 一つの水源が被災した場合、被災していない水源から水を回すことで断水を避けられると思うが、そのようなループ化については考えていないのか。

A 第1水源地の給水区域と第2水源地の給水区域、また第1水源地の給水区域と第4水源地の給水区域の間で、水の総合融通が可能なループ化を図っている。また、現在、椋川の河川改修に伴う306号に係る椋川橋のかけかえにあわせて、第2水源地の給水区域と第4水源地の給水区域のループ化の準備を進めている。

【その他の質問】

- ・亀山駅周辺整備事業について

犯罪被害者等支援のための条例制定を

森 美和子<公明党>



安全・安心なまちづくりの推進について

- 1 犯罪被害者等基本法に規定されている犯罪被害者等への支援に関する市の責務について
 - (1) 相談及び情報提供について
 - (2) 経済的な支援について
 - (3) 保健・医療・福祉サービスの提供について
 - (4) SNSを通じた犯罪から子どもを守るための対策について
 - (5) 条例制定の考え方について
- 2 高齢ドライバーによる事故防止のための安全装置等の設置補助について
 - (1) 近年の免許返納者の動向について
 - (2) 高齢者の移動手段の確保と認知症予防の観点から、安全装置等の補助制度の導入について

Q 市民に対し、犯罪被害の相談窓口についてどのような周知をしているのか。また、今までに相談はあったのか。

A 犯罪被害者等の支援に係る担当窓口は、防災安全課で対応しており、随時ポスター及びリーフレット等の配布を行っているが、今後は、市ホームページや広報への掲載等により周知を行っていく。また、これまでに相談はない。

Q SNSを通じた犯罪から子どもを守るため、教育現場ではどのような対策がとられているのか。

A 学校では、情報モラル教育を全校で実施しているほか、日常生活に関する定期的なアンケートや教育相談なども行っている。

また、保護者や市民に対する啓発等については、学校が開催する懇談会や市の広報を通じて、現状と対応について考える機会を設けている。

Q 犯罪被害者等支援に係る条例制定についての見解を尋ねる。

A 条例の制定については、先行して制定された四日市市の運用状況等をしっかり見極めつつ、制定に向けて前向きに検討していく。

独自性のある亀山版SDGsの 着実な確立を

草川 卓也<結>



令和2年度行政経営の重点方針に掲げられた「亀山版SDGs」について

- 1 「亀山版SDGs」に対する市長の想いについて
- 2 「亀山版SDGs」の確立について
 - (1) 2030年ビジョンの策定について
 - (2) 総合計画はじめ各種計画への反映について
 - (3) 推進体制の構築について
 - (4) 目標と指標の設定について

Q SDGsを市政に取り入れる決断をした市長の思いを尋ねる。

A 令和2年度行政経営重点方針に、亀山版SDGsの確立を掲げ、世界水準のSDGsを本市の実情に沿って適応させながら、今後の政策展開に活用したいと考えている。具体的には、地域特性や市の事情を考慮した目標を設定するとともに、経済、社会、環境の3つの側面を統合

的に捉え、それらの調和をもって持続可能なまちづくりの実現につなげていく。

また、その確立に向けて、これまでの市の取り組みをSDGsの視点で検証するとともに、第2次総合計画後期基本計画をはじめ、今後策定する諸計画において、SDGsの視点も踏まえた計画立案のあり方を検討していく。

Q 亀山版SDGs確立のため、2030年の市のあるべき姿を示したビジョンを策定する必要があると考えるが、見解を尋ねる。

A SDGsの目標は2030年であるが、現在策定を進めているSDGsと関係性の深い環境基本計画の目標年次も2030年とする予定であり、こうした計画の中で2030年ビジョンに相当する考え方が整理できると考えており、新たにビジョンを策定することは考えていない。

Q 2030年ビジョンの策定が好ましいと思うが、今後検討していく考えはあるのか。

A SDGsの考え方を各計画に落とし込んでいくことは非常に重要な視点であり、そうした中で2030年ビジョンの策定が必要な場合は検討していく。

【その他の質問】

- ・多様な地域交通を1つの移動サービスに統合する「亀山版MaaS」の必要性について
- ・激甚化・頻発化する豪雨災害への対策について

タクシー券交付事業継続の意向は

櫻井 清蔵<勇政>



乗合タクシー制度とタクシー券交付事業について

- 1 タクシー券の交付は、
議会の決議により、今年度は継続されたが、現行の乗合タクシー制度は、運行内容や利用状況、市民の事業に対する理解度はまだまだ不十分である。タクシー券の交付については、乗合タクシー制度が利便性の高い制度として定着するまで、来年度も引き続き継続すべきであると思うが市長の考えを知りたい

Q 令和2年度も、タクシー券交付事業は継続されるのか。

A 障がい者の方のタクシー料金助成事業は継続する。また、75歳以上の高齢者について

は、乗合タクシーで使用されるセダン型車両への乗車ができない高齢者には、今までどおりタクシー券を利用いただき、乗車できる方は、来年度は乗合タクシー制度を利用いただくということでタクシー券の交付は本年限りと考えている。

【その他の質問】

- ・令和2年度予算編成について
- ・亀山市自治会連合会について
- ・市道市場阪東線について
- ・亀山駅周辺整備事業について



乗合タクシー

他市町に先行した不妊治療助成を

今岡 翔平<スクラム>



不妊治療への助成について

- 1 亀山市は人口の自然増と社会増のどちらにも力を入れていくという前提について
- 2 不妊治療の助成が人口増につながる有効な施策であることについて
- 3 県内他市町の制度との違いについて
- 4 助成を申請する際のフローについて
- 5 対応する職員体制について

Q 不妊治療の助成は人口増につながる有効な施策になるのか。

A 経済的な面から、より不妊治療を行う機会が増えることとなり、妊娠や出産をする人が増え、人口の自然増につながる有効な施策の一つであると考えている。

Q 不妊治療の助成が、人口の社会増につな

る要素はあるのか。

A 現行制度により、社会増の要因の一つになるとは考えるが、直接的に社会増につながった実績を立証することはできない。

Q 亀山市の不妊治療助成制度の特徴を尋ねる。

A 従来は、助成の対象を夫婦ともに住民であることとしていたが、不妊治療を受けた方が市民であれば助成を受けられるよう制度の見直しを行ったほか、助成を受けられる年数の制限をなくすなど、助成制度を利用しやすくしている。

Q 県内で、亀山市より有利な助成内容になっている自治体はあるのか。

A 伊勢市と鳥羽市については、所得制限を設けていないが、いずれも、年数や年齢、助成回数に制限があるため、一概に有利とはいえ、大差はない状況である。

【その他の質問】

- ・防犯カメラの設置について

加齢性難聴に対する助成の前向きな検討を

福沢 美由紀<日本共産党>



加齢性難聴にかかる補聴器購入に対する公的助成について

- 1 障害者総合支援法に基づく補助制度について
- 2 加齢性難聴について
- 3 補聴器購入に対し、公的助成をすることの効果・影響について

Q 加齢性難聴をどのように捉えているのか。また、この軽・中度の難聴の方に対する助成は何もないのか。

A 加齢性難聴は、年齢以外に特別な原因がなく、誰でも発症する可能性があるもので、家族や友人とのコミュニケーションがうまくとれなくなり、社会的に孤立し鬱状態になる場合や、認知症の発症リスクが高くなるなどの

影響があるものと認識している。また、現在、軽・中度（30～60デシベル程度）の難聴の方に対する公的な補助制度はない。

Q WHOで推奨されている補聴器装着の基準値について尋ねる。

A 41デシベル以上となっている。

Q 高齢者にとっては、早めに補聴器を装着することで質の高い生活ができると言われていたが、改めて公的な助成を検討する考えはないのか。

A 補装具の支給対象にならない方に対する補聴器の公的な助成については、先進地の事例も踏まえ、国や県の動向を注視しつつ検討していく。

【その他の質問】

- ・幼児教育・保育の無償化について
- ・学校給食で提供されているパンの安全性について

市の負担を伴う大規模事業の進捗状況は

前田 稔<スクラム>



亀山駅周辺整備事業について

- 1 計画通りに進んでいるのか。当初の計画から変更になった部分
- 2 当初の約54億円から約71億円にまで予算が増えたのはなぜか
- 3 権利変換等事業の進捗状況について

Q 資金計画の変更内容について尋ねる。

A 資金計画の変更については、施設建築物の変更や事業実施に伴う事業費の精査等によるものである。支出金では、住宅を15階に変更したことによる施設建築物等の工事費が2億2400万円の増額となったほか、測量試験費が5200万円の増額、建物等の補償費等が2100万円の増額、権利変換計画作成費が5600万円

の増額、事務費及び借入金利息が7400万円の増額となっている。収入金では、住宅を15階に変更したことや、地下駐車場が補助対象となったことにより、市街地再開発事業補助金が1億1900万円の増額となったほか、公共施設管理者負担金が3億5100万円の増額、保留床処分金が4300万円の減額となっている。

Q 事業費の増額により、市の負担金はどれくらい増加しているのか。

A 市の負担分として一般財源は、当初54億円の事業費に対し4億6000万円であったが、事業計画変更後の71億円の事業費に対し、合併特例債等の起債の活用により、約3億7000万円と試算しており、1億円弱抑えられると考えている。

【その他の質問】

- ・ 亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例制定後の状況について
- ・ 医療センターについて

児童虐待に対する市の役割とは

豊田 恵理



児童虐待について

- 1 亀山市の現状について
 - (1) 窓口について
 - (2) 傾向について
- 2 虐待を発見した場合の対応について
- 3 各種機関との連携体制について

Q 相談の手段とその傾向を尋ねる。

A 手段としては、来所や電話を基本としている。また、その傾向としては、平成30年度に受けた虐待に関する相談163件のうち、来所相談が34件、電話相談が112件、学校や園等からの相談が14件、他市からの情報が3件、メールでの相談はゼロ件となっている。

Q 相談件数や保護に至った件数が増えている要因について尋ねる。

A 昨今の虐待事案の報道により、市民の虐待に対する関心が高まっている中、保育園や学校からだけでなく地域からの情報が増えたことや、

子どもの前で親が配偶者に暴力をふるう面前DVを警察が心理的虐待と位置づけたことで通告する例が増えているためと考えている。また、本市では、子どもの総合相談窓口として一元化した子ども未来課子ども支援グループに専門職スタッフを配置し、充実した体制としていることが相談や情報の提供のしやすさにつながっているものと考えている。

Q 窓口である子ども支援グループの対応範囲について尋ねる。

A 市では、相談を受ける中で、情報収集や状況把握、関係機関との調整の役割を担っており、必要に応じて亀山警察署とも連携した対応を行っている。

Q 来年度から西町に開所される地域小規模児童養護施設とはどのような施設なのか。

A 児童相談所が、災害や事故、親の離婚や病気、虐待などの不適切な養育を受けている等の事情で施設措置を決定した児童が入所する施設で、6人以下の小規模な施設として運営される。

【その他の質問】

- ・ 亀山市の災害対策本部と災害時体制について
- ・ 亀山市のコンパクトシティの考え方について

常任委員会の所管事務調査

令和2年のテーマ

総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会では、毎年、委員会の活性化と機能の充実のため、所管に関するテーマを設けて、所管事務調査を実施しています。

各委員会は、それぞれのテーマに基づき、市の現状分析や市民団体等との意見交換会、先進地視察等を行いながら、9月まで調査研究を進め、10月には議長から市長へ提言書を提出します。

総務委員会

火災の被害拡大防止について

火災の被害拡大を防止するため、現在の対策をはじめ、消火活動や消火訓練のあり方、消防団の環境整備について調査・研究を行う。

教育民生委員会

亀山市立医療センターの可能性について

地域医療の充実に向け、『亀山市立医療センターアクションプラン』による取組状況について検証を行うとともに、医療センターの新たな可能性について調査・研究を行う。

産業建設委員会

これからの道路管理について

市内の道路管理の課題と新たな管理手法等について調査・研究を行う。

議会の主な動き

12月

- 9日 12月定例会議案質疑
予算決算委員会
- 10日 一般質問
- 11日 一般質問
- 13日 産業建設分科会
産業建設委員会
- 16日 教育民生分科会
教育民生委員会
- 17日 総務分科会
総務委員会
- 19日 予算決算委員会
予算決算委員会協議会
議会運営委員会
- 20日 12月定例会閉会
全員協議会
- 26日 広聴広報委員会

1月

- 8日 政策検討部会
- 14日 広聴広報委員会
- 20日 全員協議会
予算決算委員会協議会
産業建設委員会
- 21日 議会改革推進会議検討部会
教育民生委員会協議会
教育民生委員会
- 22日 総務委員会協議会
総務委員会
- 23日 関西本線名古屋－亀山間複線電化推進協議会(名古屋市)
- 27日 山梨県山梨市:視察来庁
(地域予算制度)
- 28日 鳥取県倉吉市:視察来庁
(子ども子育て会議、日曜窓口)
- 29日 愛知県東浦町:視察来庁
(コミュニティ系バス)
- 30日 亀山駅周辺整備事業特別委員会
- 31日 石川県能美市:視察来庁
(医療センター事業)



令和2年 3月定例会日程(予定)

2月27日	3月定例会開会	10:00～	18日	総務分科会	10:00～
3月9日	代表質問	10:00～		総務委員会	
10日	議案質疑	10:00～	23日	予算決算委員会	9:00～
11日	議案質疑	10:00～	24日	予算決算委員会	9:00～
	予算決算委員会		25日	議会運営委員会	10:00～
12日	一般質問	10:00～	26日	3月定例会閉会	10:00～
13日	一般質問	10:00～			
16日	産業建設分科会	10:00～			
	産業建設委員会				
17日	教育民生分科会	10:00～			
	教育民生委員会				

正式な日程は、定例会直前の議会運営委員会で決定します。
詳しくは、議会事務局へお問い合わせください。
ホームページにも掲載しています。

表紙写真から

表紙写真は、特別養護老人ホーム華旺寿で行われている徳風高校ドッグケアコースの生徒によるアニマルセラピー実習の様子です。

高齢者の方は、犬に触れ、温かな体温を感じていただくことで、自然と心が落ち着き、癒しを感じ、笑顔になっていただけます。

生徒は、実習を通じて、犬のことはもちろん、社会福祉や社会貢献について学んでいます。

徳風高校

総合コース、ドッグケアコース、パソコンコースの3コースが設置されています。

ドッグケアコースは、犬について幅広く学び、実習を通して専門的な知識と技術を身につけるコースで、犬のトレーニングとトリミングに関する専門科目を開講しています。

徳風高校の生徒にインタビューしてきました!



いわたのりこ
岩田法子さん(3年)
ホイップ
(スタンダードプードル)

徳風高校のオープンキャンパスのチラシを見て、将来、犬に関わる仕事(聴導犬の訓練士)に就きたいと思い志望しました。

卒業後は、徳風高校に併設されている専門学校でさらに勉強し、保護された犬のトレーニング(しつけ)などのボランティア活動を行いたいと思います。



ふじたともよ
藤田朋夜さん(3年)
ルフィー
(ラブラドル・レトリバー)

動物愛護活動に貢献したいとの思いから、早い時期から犬のことを学べる徳風高校を志望しました。

学校の勉強では、特にアニマルセラピー(動物とのふれあいで人々の心を癒す)に興味を持ったことから、卒業後は、大学に進学して心理学を学び、将来に生かせればと思います。

市民の皆様の声が議会・市政に反映され、信頼をいただける議会となるよう努めてまいります。
皆様のご意見をお寄せください。

■問い合わせ先/三重県亀山市議会事務局 〒519-0195 三重県亀山市本丸町577 ☎(0595)84-5059 Eメールアドレス gikai-city.kameyama@ztv.ne.jp